

# 税務解説即答 3問

## 1 事業所得と業務に係る雑所得の所得区分

**Q** 令和4年分の所得税から、事業所得と業務に係る雑所得が明確に区分されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

**A** 「事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。」と事業所得と業務に係る雑所得の区分が明確にされた（所基通35-2）。

当初の改正案では社会通念で判定をすることを原則としつつ、主たる所得か否か、及び収入金額を基準として判定することとしていたが、パブリックコメントにおける多数の意見を受け、事業所得者には、帳簿書類の保存が義務づけられている点に鑑み、帳簿書類に記録し、かつ、保存している場合には、次の場合を除き、一般的に事業所得に区分されることが示された。

①その所得の収入金額が僅少と認められる場合

例えば、その収入金額が、例年（概ね3年程度の期間）、300万円以下で主たる

収入に対する割合が10%未満の場合

②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合（収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合）

事業所得と業務に係る雑所得の区分のイメージ図は次のようになる。

収入金額	記録・帳簿書類の保存あり	記録・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 (ただし、①主たる収入の10%未満 ②例年赤字で赤字解消取組なしの場合 は個別判断)	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得

## 2 適格請求書等の交付を受けることが困難な取引とは

**Q** 令和5年10月から開始される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）において、適格請求書等の交付を受けることが困難な取引でも仕入税額控除が認められると聞きましたが、例えばどのような取引ですか。

**A** 以下のような取引の場合には、帳簿の保存を要件として仕入税額控除が認められる。

①公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

②適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に

該当するものを除く。)

- ③ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ④ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

上記①に記載されている3万円未満のものに該当するかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判断される。したがって、一の商品（役務）ごとの税込価額によるものではない。例えば、東京一大阪間の大人運賃が1人につき13,000円であり、4人分の運賃52,000円を一取引で支払ったのであれば、適格請求書の交付を受ける必要がある。

上記④に記載されている出張旅費等について、従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等については所得税基本通達9-3に基づき判定するので、その出張の費用は所得税法の非課税となる範囲内で認められる。また、従業員等に支給する通勤手当については、通勤に通常必要と認められる金額となるので、所得税法施行令第20条の2に規定されている非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問わない。

### 3 契約型国内投資信託の換金に伴う源泉所得税と消費税の取扱い

**Q 法人で所有していた契約型国内投資信託の換金を検討しています。源泉所得**

**税や消費税の取扱いはどのようになりですか。**

**A** 投資信託の換金方法は、①買取請求、②解約請求の2通りある。

①買取請求は、証券会社等の販売会社が証券を買い取る方法である。②解約請求は、投資信託を換金する場合の一般的な方法であり、証券会社等の販売会社を通じて、信託財産の一部を解約して返金される方法である。

①買取請求は有価証券の譲渡等に該当し、②解約請求は収益分配金に該当するので、源泉所得税や消費税の取扱いも異なる。

まず、源泉所得税では、①買取請求は有価証券の譲渡等に該当するので、源泉徴収はされない。一方、②解約請求は収益分配金であるので、15.315%（私募株式投資信託の場合は20.42%）の源泉所得税が徴収される。

次に、消費税では、①買取請求は有価証券の譲渡等に該当するので、課税売上割合の計算上は譲渡対価の5%を非課税売上として認識する。一方、②解約請求は、収益分配金に該当するので、貸付利子に類するものとなり、取得価額と償還額の差額を非課税売上として認識する。なお、償還差損が生じた場合には、控除前の非課税売上を限度として非課税売上を控除する。

(K.K)